

## 地域再生推進法人について

### 1) 地域再生推進法人制度について

別紙①のとおり

### 2) 国の定める事務取扱要領

別紙②のとおり

### 3) 法人の業務内容（事業範囲）

#### ①NPO 法人の活動分野

特定非営利活動促進法によって、法人の活動分野は次の 20 の分野に限られています。

団体の活動がこれらに該当し、かつ不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的としているのであれば、その活動は特定非営利活動つまりNPO法の対象となる活動と言えます。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

※20 について新潟県が定めている活動はありません。

#### ②その他、当構想で想定される活動分野

特定非営利活動促進法によらない分野の業務で、地域の産業振興、起業・創業支援等、行政が担うべき活動

1. 地域資源の活用…空家活用、お試し居住、グリーンツーリズム
2. 起業・創業支援との連携…市、I C LOVE、商工会等との連携
3. 移住・定住促進事業との連携…市、南魚沼市移住推進協議会事務局、民間企業
4. 現在は行政が実施しているが、民間で実施する方が地域社会との連携をうまく保てる事業
5. その他

#### 4) 法人の規模・内容

- ・従業員2名を雇用し、当面運営および事業の創出にあたる。(市からの委託料)
- ・法人の形態は、市及び市内外の賛同企業の出資により設立する法人とする。(形態は今後協議のうえ決定)ただし、既にある法人での検討も行なう。
- ・事務所は、浦佐地区に置く。

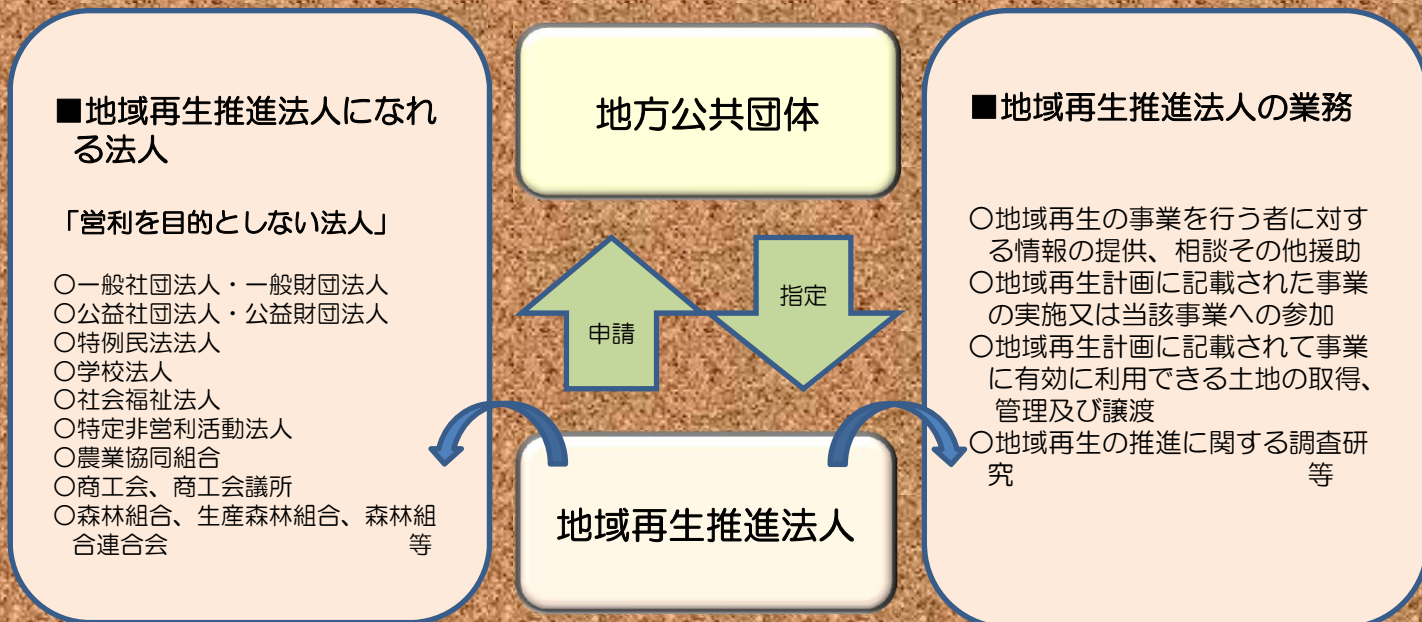
#### 5) 推進法人設立に向けたスケジュール

	平成28年(2016)						平成29年(2017)			
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
マスタースケジュール	連携実施事業者選定の公募			連携実施事業者選定選定		11月末選定完了 事業化ステージ基本計画策定				
CCRC推進協議会		▼7/27		▼10/12		▼12/7	▼1/25			▼予定
アイデア募集					▼10/30審査委員会 ▼11/2発表					
事業化ステージ基本計画策定業務				事前ヒアリング パートナーとの定例連絡会▼		▼11/22表彰式 連携実施事業パートナー発表	パートナーとの詳細協議			
CCRC連携実施事業者選定支援業務	CCRC連携実施事業者 選定支援業務									
	業務の進め方検討	事業者選定方法検討		事業者選定						
地域再生計画策定業務	▼計画書提出					▼認定(予定)				
	地域再生計画 策定業務									
	情報収集・整理 課題整理	計画立案	作成	生涯活躍のまち形成事業計画(素案作成)		生涯活躍のまち形成事業計画作成	生涯活躍のまち形成事業組込 ▼認定(予定)			
地域再生推進法人設立支援業務							地域再生計画 変更業務			▼設立
							地域再生推進法人設立準備			▼設立 ▼運営開始
							法人形態の検討 構成員検討・役割検討 担当・実施事業の洗い出し	事業の確定 詳細協議 定款等作成 従業員の決定	設立 設立 事務所準備	
							生涯活躍のまち形成事業計画策定▼ 協議会設立▼			
							地域再生推進協議会設立準備			

- 12月～1月…法人形態の検討、構成員検討・役割検討、担当・実施する事業の洗い出し
- 2月…事業の確定、組織の構成等詳細協議、定款等作成、従業員の決定(役員含む)
- 3月…設立手続、事務所準備
- 3月末…法人設立完了
- 4月～…運営開始

地域再生を推進するにあたっては、地域住民に近い立場でのコーディネーター役として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要です。地域再生制度では、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織としてNPO等の非営利法人を地域再生推進法人として指定することができます。

## ■地域再生推進法人の指定フロー



## ■地域再生推進法人の指定の主なメリット

- 特定地域再生事業費補助金の交付を受けることができる。
- 地域再生計画に記載された事業を行う場合において、当該事業に活用する土地の取得を行うときは、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による届出義務が免除される。

## ■地域再生推進法人指定の手続き

### ①地域再生推進法人指定の申請

地域再生推進法人になろうとする非営利法人が、地方公共団体の長に指定の申請を行います。

### ②地方公共団体の長による審査

申請してきた法人が地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができるかどうか審査します。

《指定基準》

- 非営利を目的としている法人であるか
- 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じているか
- 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済基礎を有しているか

等

### ③地方公共団体の長による指定

審査の結果、地域再生推進法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、地域再生推進法人として地方公共団体の長が指定します。指定にあたって地方公共団体の長は地域再生推進法人の名称、住所、事務所の所在地を公示しなければなりません。

### ④地方公共団体の長による監督等

- ・地方公共団体の長は、必要に応じて地域再生推進法人に対して業務の報告をさせることができます。
- ・また、地域再生推進法人が必要な業務を適正かつ確実に実施していない場合には、地方公共団体の長が業務改善命令を出すことができます。
- ・命令に違反した場合には、地域再生推進法人の指定を取り消すことができます。

## ＜市の場合の事例＞

## 〇〇市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく地域再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （指定の申請）

第2条 法第19条第1項の規定による地域再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域再生推進法人申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1）定款
- （2）登記事項証明書
- （3）役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- （4）法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- （5）前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- （6）当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- （7）地域再生推進法人に指定される以前の地域再生に資する活動の実績を示す書面
- （8）法第20条に規定する業務に関する計画書
- （9）前各号に掲げるもののほか、地域再生推進法人の業務に関し参考となる書類

## （指定の基準等）

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第19条第1項の規定により、当該申請者を地域再生推進法人として指定するものとする。

- （1）非営利を目的としている法人であること。
- （2）必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- （3）業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

2 市長は、申請者を地域再生推進法人として指定した場合は、地域再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

## （名称等の変更）

第4条 法第19条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 地域再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更

## 地域再生推進法人の指定要綱（例）

届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

### （事業の報告）

第5条 地域再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 地域再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

この要綱は、一般的な記載例として掲載しているものであり、確定したものではありません。指定に際し、適宜修正の上、ご活用下さい。